十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第百四十九条第一項第四号イ(2)」を「同条第一項第四号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「第百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

| | | |